

全日版「重要事項説明書補足資料」追補

2』 建築基準法(2) 法43条の内容を差し替える

14頁 2』 建築基準法(2) 法43条 解説 の内容を下記の通り差し替える

解説

1. 接道義務

ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で安全上支障がないときは、この限りではありません ⇒ トル

1. 接道義務の下に下記を挿入する

2. 接道義務の緩和

接道義務は、次の建築物には適用されません(法 43 条2項)。

- ①その敷地が幅員四メートル以上の道(道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。)に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの
- ②その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

2. 条例による制限の付加 ⇒ 3. 条例による制限の付加 に修正する

(法43条2項) ⇒ (法43条3項)に修正する

3. 建築基準法に規定する道路 ⇒ 4. 建築基準法に規定する道路 に修正する

15頁

*法43条の2

前記「3. 建築基準法に規定する道路」 ⇒ 「4. 建築基準法に規定する道路」 に修正する

解説(16頁)

(法43条1項・2項、43条の2) ⇒ (法43条1項・2項・3項、43条の2)に修正する